



令和元年8月26日

長野労働局長

中原 正裕 殿

長野地方最低賃金審議会

会長 岩崎 徹也



特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和元年8月8日付け長野労発基0808第1号をもって貴職から諮問のあった下記4業種に係る、最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金
- 2 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- 3 長野県各種商品小売業最低賃金
- 4 長野県印刷、製版業最低賃金